

聖籠町告示第24号

聖籠町心配ごと相談事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月15日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町心配ごと相談事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町心配ごと相談事業実施要綱（平成14年聖籠町告示第139号）の一部を次のように改正する。

第5条中「内に月1回以上」を「において2月につき1回以上」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。